

『国外転出時課税Q & A 納税猶予等詳細を解説—国税庁』

国外転出時課税制度が平成27年7月1日から施行されるにあたり、国税庁は計46問のFAQを公表した。1億円以上の資産等を所有する居住者が、1) 国外転出をする時 2) 国外に居住する親族等へ資産を贈与する時 3) 死亡し、相続・遺贈により非居住者の相続人・受遺者が資産を取得する時、のそれぞれにおいて詳細に解説している。

特にきめ細かく取り上げているのが、納税猶予(5年又は10年)の特例について。1)~3)いずれにおいても、課税の対象となっている有価証券等の一部を猶予期間中に譲渡、決済又は贈与した場合は、その額に応じた所得税について利子税と併せて納付しなくてはならない。ただ、譲渡価額が国外転出、贈与又は相続の時の価額より下落している場合はその下落した額で譲渡したのものとして、国外転出時課税の申告をした年分の所得税を減額できる。猶予期間の満了日において価額が下落していた場合も、同様に再計算が可能。また、1)で猶予期間中に転出先の国で対象資産の譲渡等により外国所得税との二重課税が生じた場合には、外国税額控除が適用される。

なお、猶予の適用されていた非居住者、贈与者又は相続人が死亡した際には、その相続人が猶予分の所得税の納付義務を承継することになる。

『相続人全員の同意なしは不可 小規模宅地の特例—国税不服審』

相続により取得した土地について、租税特別措置法(平成22年法律第6号)第69条の4「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」第1項に規定する特例を適用して相続税の申告をしたところ、**原処分庁が適用対象の土地を取得した相続人全員の同意がないことから、適用は受けられないなどとして更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分をした。これを不服とした審査請求人が更正処分等の全部の取り消しを求めた事案で国税不服審判所は、相続人全員の同意を証する書類の提出がない限り、適用はないと裁決した。**

請求人は(1)他の相続人は、遺言無効確認等訴訟が終了した時に特例を適用することに反対していない(2)遺言書の効力について訴訟で争われている場合、相続人全員の同意を取り付けることは不可能などとして、相続人全員の同意を証する書類の提出がなくても、特例の適用が認められるべきだと主張。審判所は、措置法施行令第40条の2第3項第3号により、特例対象宅地等を取得したすべての個人の同意を証する書類の提出が必要とされているのに、提出をしていないことや例外的に同意を証する書類の提出が必要でないとする規定はなく、措置法の規定をみだりに拡張解釈することは許されないと説示した。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。

＜ゴールデンウィーク期間の休業のご案内＞

平成27年5月3日(日)から5月6日(水)まで休業させていただきます。ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

なお、5月4日はTimelyをお休みさせていただきますので次回の発信は5月11日になります。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

葵総合経営センター

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com